

## 有識者意見の概要及び意見に対する対応

1. 調査研究課題名 社会資本整備の合意形成円滑化のためのメディエーション導入に関する研究	
2. 有識者意見の概要及び対応 有識者：「社会資本整備の合意形成円滑化のためのメディエーション導入に関する研究会」メンバー 弁護士・桐蔭横浜大学法科大学院教授 大澤恒夫氏、 東京大学大学院法学政治学研究科教授 城山英明氏、 弁護士・法政大学法科大学院教授 廣田尚久氏、 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授 山中英生氏、 マサチューセッツ工科大学都市計画学科 博士課程 松浦正浩氏	
意見の概要	意見に対する対応
<p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果の今後の取り扱いはどうするのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場においてメディエーションの試行が積極的に行われるよう、地方整備局等に対して研究成果を周知したい。制度の整備については、現場での試行の状況を踏まえて、本格的に検討することとしたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>メディエーターをどのように選定するかが今後の課題として残る。弁護士のみならず、この方面にも通ずる技術者も加わるべきであり、ペアを組むなどいろいろな人材が加わってもよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場の試行結果も踏まえ、今後の検討課題としていきたい。</li> </ul>
<p>1章：研究の枠組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「1.(2)司法制度改革の動き」について、ADR法の制定の主旨及び施行日を記述してはどうか。</li> <li>「1.研究の背景」の枠組みの「メディエーションとは」の中に「話し合いを通してお互いにとってメリットがある結果(Win-Win)を得ようとするものである」という解説を加えた方がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見を反映して報告書を修正した。</li> </ul>
<p>3章：米国における社会資本整備のメディエーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「意思決定」という言葉を使う際、それが行政側の意思決定である場合には、「行政の意思決定」と明記した方がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見を反映して報告書を修正した。</li> </ul>

## 有識者意見の概要及び意見に対する対応

### 4章：わが国の社会資本整備のメディエーション導入・普及の考え方

- ・ 1.(1)に「メディエーションを導入することで、こうした状況を回避し、関係者がお互いに望ましい結果を得ることができると考えられる。」とあるが、メディエーションが不調となる場合もあるので「可能性を高めることができると考えられる」と記した方がよい。
- ・ 3.(6)のメディエーション手続の公開については、米国では行政紛争解決法に公開の要請と手続の秘密との均衡を図るための規定がおかれているので、その点を記述した方がよい。
- ・ 4.(2)に、「行政(事業者)の意思決定をメディエーションにより作成された解決案の結果によって拘束することは、メディエーターに弁護士が関わっていない場合には、弁護士法第72条との関係からも問題がある」と記述されているが、問題があると断定せず、文末に「とされる可能性がある」を追加した方がよい。

- ・ 意見を反映して報告書を修正した。